ひとり親家庭等医療費助成事業①

行財政改革推進委員会提出資料 子育て支援部子育て助成課

ひとり親家庭等医療費助成事業の概要

ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、北海道の補助制度を活用し、窓口負担(健康保険適用)の全額又は一部を助成する医療給付事業。

く対象者>

次の条件に該当する保護者等に扶養又は監護されている18歳(18歳の誕生日の前日の属する年度末)までの 児童とその母又は父,18歳を過ぎて20歳(20歳の誕生日の前日の属する月末)までの就労していない(保護者等 に扶養されている)児童とその母又は父。

- ・母又は父が旭川市の住民・健康保険に加入している・生活保護を受給していない。
- ・子ども及び重度医療費助成の受給者ではない
- ・生計維持者の所得が限度額(*)に満たない

* 所得制限限度額について 北海道基準

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人	
所得基準額	236万円	274万円	312万円	350万円	388万円	*養育費の8割相当額は所得に含む

●旭川市における助成内容及び自己負担額

世帯の市屋	2. 铅钾铁化油	児 童			親	
世帯の市民税課税状況 及び年齢区分		C C++	3歳以上			
及び年	- 断区分	0~2歳	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯
対象区分	入院		助成	一部助成	全額助成 (自己負担なし)	一部助成 (1割負担)
八水巴刀	外来	(自己負	担なし)	(1割負担)	助成	なし

自己負担月額上限額:外来のみ12,000円,入院があった場合及び世帯合算44,400円

*独自助成:北海道の補助基準に上乗せして本市独自で助成しているもの

·初診時一部負担金(医科580円·歯科510円·柔整270円)

H29予算(扶助費) 191,461千円のうち、 13,403千円(7%)が、独自助成分

- *助成対象外(子ども医療費助成も同様)
- ・入院時の食事療養標準負担額 ・訪問看護療養費の基本利用料 ・学校管理下でのけが等に係る医療費
- 紹介状を持たずに大病院を受診した時の保険外併用療養費

●医療保険と公費負担割合

*健康保険負担割合:未就学児は8割、小学生以降7割

(例1)0~2歳、及び就学前までの非課税世帯→自己負担なし

ひとり親医療費 2割			
市	道	医療保険 8割	
1/2	1/2		

*初診時一部負担金が発生した場合は本市で全額助成

(例2)小学生以上の児童及びその親(課税世帯)

窓口負担 3割							
白己負扣	ひとり親医	療費(2割)	左 處保除 7割				
1割	市	道					
' [2]	1/2	1/2					

ひとり親家庭等医療費助成事業②

行財政改革推進委員会提出資料 子育て支援部子育て助成課

北海道医療給付事業の種類

1 重度心身障害者医療費助成事業(福祉保険部) 重度心身障害者の健康の保持と福祉の増進を図る事業

2 ひとり親家庭等医療費助成事業(子育て支援部) ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図る事業

3 子ども医療費助成事業(子育て支援部) 乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図る事業

<3事業に共通>*重複して受給資格を持つことはできない。

3歳未満児及び市民税非課税世帯 : 自己負担なし 3歳以上の課税世帯 : 1割負担(月額上限額あり)

他都市との比較

北海道内自治体(179市町村)との比較(H28.4.1現在)

北海道内においては、子ども医療費助成を北海道基準より拡充して実施している自治体が多いため、ひとり親家庭等医療費助成も子ども医療費助成と助成内容を統一、若しくは子ども医療費助成から差額を返還する等の対応をしている。

1 親への助成 北海道基準: 親は入院のみ

親の通院助成あり	親の通院助成なし	
31	148	← 旭川市は北海道基準とおり、入院のみ助成

2 所得制限 北海道基準 : 所得制限あり

なし(一部実施含む)	制限緩和	あり(北海道基準)	
25	17	137	旭川市は北海道基準とおり、所得制限あり

3 自己負担金

なし (一部	あり	
全額助成	初診時一部負担金のみ	(北海道基準)
85	29	65

179市町村中、114市町村が、一部負担 金の助成をしている。

旭川市は初診時一部負担金(医科580円・歯科510円・柔整270円)を助成

・中核市のうち47市との比較(H28.4.1現在)

他の中核市においても都府県の補助を受けながら実施しているが、都道府県によって補助内容が違う。

1 自己負担金について

なし	一部負担あり				
(全額助成)	定額制	定率制	定額かつ定率制		
15	25	3	4		

旭川市は3歳未満と非課税世帯は自己負担なし 3歳以上の課税世帯は1割負担

・自己負担金について定額制を設けている市は、月額(500円~3,200円)、日額(200~800円)、外来・入院毎に利用できる回数を設定する等、様々な助成内容を設定しており、一概に比較できない。

また、設定方法も、世帯単位、医療機関単位、外来・入院毎等、多種多様。

・定率制を設けている市(定額制との併用含む)は、7市全てが本市と同様の1割負担。

本市においては、 1>2>3の優先順位で受 給者証を発行している